

社会福祉法人知立福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人知立福祉会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二二条の規定に基づき、役員（理事及び監事）と評議員（以下「役員等」とする）及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第二条 社会福祉法人知立福祉会は、公益の社会福祉事業を行うため、社会福祉法に基づいて設立された法人であることから役員等の報酬は、実費弁償程度とする。ただし、法人の財政状況により支払われないことがある。

(支払い対象)

第三条 役員等への支払いの対象となる報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席に伴う日当相当分
- (2) 役員出張に伴う日当相当分
- (3) 監査時の立会いに伴う日当相当分

(報酬の額)

第四条 役員等に支払う報酬及び実費弁償費は次のとおりとする。

報 酬 1回（2時間程度） 5,000円

実費弁償費 知立市内 なし

知立市に隣接する市：刈谷市・安城市・豊田市 1回 500円

その他の市 1回 1,000円

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支払方法)

第五条 報酬の支払い方法については、理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会出席の場合は出席表で又出張等の場合は、出張命令簿等の記録に基づき現金で源泉明細を附して支給する。

(領収)

第六条 支払った報酬については、必ず所定の役員報酬簿に受領印または記名をもらい保存する。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。